

号外 第12号 平成 27 年 3 月 27 日(金)

(每週 火·金発行)

目 次

○熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・ (健康危機管理課) 1 ○熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課) 1 ○熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に (薬務衛生課) 12 (自然保護課) 12 ○熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・ 13 ○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を 15 ○熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正す (労働雇用課) 16 告 ○熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正 する要領………………………………………(子ども未来課)

則

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項第2号中「次に掲げる」を「次のアからウまでに掲げる者の」に、 第3条第1頃第2号中「次に掲げる」を「次のアからウまでに掲げる者の」に、「次に定める」を「アからウまでに定める」に改め、同号ア中「厚生労働大臣の指定する」を「同号に規定する」に、「当該施設」を「当該製菓衛生師養成施設」に改め、同号イ中「最終学校の卒業証明書又は修了証明書」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類」に改める。第7条第1項中「により」の次に「知事に」を加え、「厚生労働大臣に提出する場合にあっては3通、知事に提出する場合にあっては2通、知事に提出するものにあっては2通、知事に提出するものにあっては2元を削え

あっては」を削る。

則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

熊本県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則 熊本県認定こども園の認定に関する規則(平成19年熊本県規則第35号)の一部を次 のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施 行細則

第1条中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に、「熊本県認定こども園の認定要件に関する条例」を「熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する条例」に改める。 第3条の見出し中「職員資格」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る職員資格」に改め、同条第3項中「認定こども園」を「法第3条第1項又は第3項」に改

める。

第4条の見出し中「保育者」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る保育者」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改め、同条第3号中「保育士資格」を「保育士の資格」に改め、同条第4号中「認定こども園の園長」を「幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園の長」に改め、同条第6号中「認定こども園の」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の」に、「園と」を「施設と」に、「が向上するよう努めること」を「を向上させる取組を行うこと」に改める。第5条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る子育て支援事業を

業)」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「保護者の子育ての能 力」を「、保護者が子育てを自ら実践する力」に改め、同条第5号中「NPO法人」を「 特定非営利活動法人」に、「第10条第1項の規定により認証を受けたもの」を「第2条 特定非営利活動法人」に、「第10条第1項の規定により認証を支けたもい」で「知 4 7 第2項に規定する特定非営利活動法人」に、「や社会資源」を「及び社会資源」に改める。第6条の見出し中「認定」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定」に改め、同条中「認定こども園認定申請書」を「幼保連携型認定こども園認定申請書」に改め、「とし」の次に「、当該申請書には」を加える。 室 8 条 第 1 項 中 「 第 8 条 第 1 項 」 を 「 第 3 0 条 第 1 項 」 に、「 (別 に 第 3 号 様 式) に 第

第8条第1項中「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「(別記第3号様式)に第6条各号に掲げる書類及び図面を添付して」を「(別記第7号様式)により」に改め、同 条第2項中「第7条の」を「第29条第2号に規定する」に改め、同条第3項中「第7条 第2号の」を「第29条第2号に規定する」に改め、同項第5号中「資質向上」を「資質の向上」に改め、同条第4項中「第7条第3号の」を「第29条第3号に規定する」に改め、同項第3号中「の利用料」を「が保護者から支払を受ける費用」に改め、同条を第1 0条とする。

第7条の見出し中「変更」を「認定こども園に係る周知された事項の変更」に改め、 条第1項中「第7条第1項」を「第29条第1項」に、「認定こども園認定申請事項等変 更届出書(別記第2号様式)」を「認定こども園周知事項変更届出書(別記第6号様式)」 に改め、同条第2項中「第6条第1号の」を「第28条第1号に規定する」に改め、 げる」の次に「利用定員の」を加え、同項各号を次のように改める

- 満3歳未満の保育を必要とする子どもに係る利用定員 (1)当該利用定員に100分
- の5を乗じて得た数 満3歳以上の保育を必要とする子どもに係る利用定員 当該利用定員に100分 の5を乗じて得た数
- 保育を必要とする子ども以外の満3歳未満の子どもに係る利用定員 当該利用定 員に100分の5を乗じて得た数
- 保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもに係る利用定員 当該利用定 員に100分の5を乗じて得た数

第7条第3項中「第6条第2号の」を「第28条第2号に規定する」に、「定めるもの」 「活動内容」の次に「の変更」を加え、同条を第9条とし、第 「定める変更」に改め、 6条の次に次の2条を加える。 (幼保連携型認定こども園の認可の申請) 第7条 法第17条第1項の規定による認可の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応

- 、当該各号に定める申請書により行うものとする。
 - (1) 幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合認可申請書(別記第2号様式) (1)幼保連携型認定こども園設置
 - 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を行おうとする場合 幼保連携型認定こ (2)ども園廃止(休止)認可申請書(別記第3号様式)
 - (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行おうとする場合 幼保連携型認定こ
- ども園設置者変更認可申請書(別記第4号様式) 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類及び図面並びに前条第5号から第9号まで に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 設備に関する基準に適合することを証する書類 運営に関する基準に適合することを証する書類 (1)
 - (2)
 - (3)施設の位置図及び付近の見取図
 - (幼保連携型認定こども園の認可の申請内容の変更の届出)
- 8条 省令第15条第2項の規定による変更の届出は、幼保連携型認定こども園認可申請内容変更届出書(別記第5号様式)により行うものとする。 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第		(表面) 3園以外の認定こども園認定申記	清書		
			年	月	B
熊本県知事	樣				
		申請者 住所			
		氏名		FII	
		(法人にあっては、主 名称及び代表者の氏	たる事務所の 名)所在地	r)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第3項) の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けたいので、次のとおり関係 書類を添えて申請します。

認定を受	名称 所在地 電話番号				施設の種別		幼稚園 保育所 保育機能施設	
	ようと 5施設	名称				施設		幼稚園
		所在地				の種	1	保育所 保育機能施設
		電話番号				別	<u></u>	不 10文月上/1世(1文
認定こども園の名称		園の名称						
	き者の氏	園の長となる 名						
和	区分		満3歳未満の子 ども	満3歳以上の子 ども	小計			合計
定し	保育を ども	必要とする子	人	人			人	ı
픭		·必要とする子 外の子ども	人	人			人	人

(裏面) (教育及び保育の目標) (教育及び保育の主な内容) 教育及び 保育の目 標並びに これらの 主な内容 保育を必要とす 保育を必要とする子 区分 開園時間 教育及 る子ども ども以外の子ども び保育 平日 : ~ : : ~ : : ~ : 時間並 土曜日 : ~ : : ~ : びに開 日·祝日 園時間 長期休園日 実施する内容 実施場所 開催日·時間 子育て支 援事業の 内容 1 職員の配置の要件に適合することを証する書類 2 職員の資格の要件に適合することを証する書類 3 施設設備の要件に適合することを証する書類 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図 関係書類 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書 7 子育て支援事業の実施に関する書類 8 管理運営体制に関する書類 9 その他知事が必要と認める書類

- 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第2号様式(第7条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第 1項各号に掲げる事項を記載した書類
- 2 設備に関する基準に適合することを証する書類
- 3 運営に関する基準に適合することを証する書類
- 4 施設の位置図及び付近の見取図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する書類
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

- 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第3号様式(第7条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により次の幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条各号(休止についての認可の申請の場合にあっては、第4号を除く。)に掲げる事項を記載した書類を添えて申請します。

幼保連携型認定	名称	
こども園	所在地	

- 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第3号様式の次に次の4様式を加える。

別記第4号様式(第7条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

EII

様 熊本県知事

申請者 主たる事務所の所在地

氏名

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

氏名

代表者の氏名 FII

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定 により次の幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、変更前及び変更後の就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第1項第 1号から第6号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えて申請します。

幼保連携型認定	名称	
こども園	所在地	

- 1 代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第5号様式(第8条関係)

幼保連携型認定こども園認可申請内容変更届出書

年 月 日

熊本県知事

様

届出者 主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名

次のとおり就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15条第1項第1号(第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号)に掲げる事項を変更し ますので、同条第2項の規定により届け出ます。

幼保連携型認定	名称			
こども園	所在地			
変更事項		変更前	変更前 変更後 変	
変更の時期			de de la constanta de la const	da

- 1 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第6号様式(第9条関係)

認定こども園周知事項変更届出書

年 月 日

熊本県知事様

届出者 住所 氏名

> 法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名

次のとおり就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項第1号(第2号・第3号・第4号・第5号)に掲げる事項(教育保育概要として就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条の規定により周知された事項)の変更をしますので、同法第29条第1項の規定により届け出ます。

認定こども園	名称					
	所在地					
変更事項		変更前	前 変更後 変更の理由			
変更の時期						

- 1 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

別記第7号様式(第10条関係)

(表面)

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

熊本県知事

様

報告者 住所 氏名

> (法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定 により認定こども園の運営の状況を次のとおり報告します。

認定こども園※		名称								
		所在地								
·*·1	区分		満3歳未満の ども	か子 満3歳以上の子 ども		小計		合計		
利用定員	保育を必要ども	とする子		人		٨		人	r	
保育を必要ども以外の)		A		人		人	
		区分	幼稚園教諭	保育		調理員	L	看護師	嘱託医	
職員び資	員の配置及 資格	常勤	人		人		人	人	人	
		非常勤	人		人		人	人	人	
施設設備の概		園舎面積		m²		保育室の面積		$ m m^2$		
要		屋外遊戲	場の面積		m² ਜ਼ੈ		の有	有・無		
学級数									学級	

(裏面)

	(教育及	をび保育	子の目標	票)									
	(教育及	及び保育	ずの主な	(内容)									
教育及び保育の目													
標並びに	教育及び	区分		保育る子		要とす		を必要さ 以外の子	ニする子 ニども	開園	時間		
これらの	保育	平日			\sim	:	:	\sim	*	:	\sim		
主な内容	時間	土曜日	I	:	~	:	:	~	*	:	~	x x	
**	並び	日・初	元日										
	に開聞時間	長期位	日園オ										
保育者の				4								***************************************	
資質の向													
上に関す													
る措置の													
概要										,			
	実施す	る事業	概要				実施場所			開催	開催日・時間		
子育て支													
援事業の													
概要													
					***********						***************************************		
管理運営 体制													
	保育を	必要と	する子	ども			保育	を必要と	まする子と	ビも以外	外の子	こども	
子どもの 1	時間		活動印	勺容			時間		活動内	容			
日の活動			·	***************************************	***************************************						••••••		
内容※													
保護者か													
ら支払を													
受ける費													
用※													

- 1 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 2 幼保連携型認定こども園の運営の状況に係る報告にあっては、※印欄のみ記入してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則の施行の際現に改正前の熊本県認定こども園の認定に関する規則の規定によ り提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その 他の書類とみなす。

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の 一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細 則の一部を改正する規則

熊本県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成14年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を削り、同条第5項 中「当該卸売販売業に係る医薬品の販売業、高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の 販売業若しくは貸与業又は」を「当該卸売販売業に係る医薬品の販売業又は当該」に改め

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように 改正する

第10条第3号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第4号中「炭がま」を「炭窯」に改め、同条第6号中「この条の各号」を「前各号若しくは次号から第47号まで」に改め、同条第7号中「河川管理施設」の次に「(樹林帯を除く。)」を加え、「又は第3項」を「若しくは第3項」に改め、「海岸保全施設」の次に「(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)」を加え、同条第8号中「若しくは」を「又は」を「又は「砂め、同条第9号中「又は同条第3項及び第4項」を「、同条第3項目に改め、「発売 区域おしくは」の次に「同条第4項に規定する」を加え、同条第10号中「とう載漁船」を「搭載漁船」に改め、同条第11号中「土留よう壁」を「土留擁壁」に、「若しくは」を「又は」に、「新築」を「新築すること」に改め、同条第13号中「こう配緩和」を「勾配の緩和」に、「線形改良」を「線形の改良」に改め、同条第15号中「給じ台」を「給餌台」に改め、同条第18号中「択伐(塊状択伐を除く。)すること」を「択伐すること(塊状に択伐することを除く。)」に改め、同条第22号中「いばら」を「茨」に改め、同条第22号の3中「場像(条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内にないて同条第22号の3中「場像(条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内にないて 同条第22号の3中「損傷(条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内において 損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること」を「損傷すること(条例第 21条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷することに限る。次号から第2 2号の19までにおいて同じ。)」に改め、同条第22号の14中「鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、 「協議し、」を「協議して」に、「得た」を「得、若しくは協議した」に改め、同条第22号の15中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第34号中「同法施行 令」を「建築基準法施行令」に改め、同条第35号中「排出(し尿の排出を除く。)する こと」を「排出すること(し尿を排出することを除く。)」に改め、同条第36号中「又は第3項」を「若しくは第3項」に改め、同条第42号の8中「若しくは」を「又は」に 改め、同条第43号の3中「以下」を削り、同条第43号の10中「鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改 め、同条第43号の11中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護 及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「協議し、」を「協議して」に、「得た」を「得、若しくは協議した」に改め、同条第43号の17を同条第43号の19とし、同条第43号の16中「おそれがない犬」の次に「を放つこと」を加え、「もの。」を「もの」に改め、同条第43号の18とし、同条第43号の15を同条第43号の16 とし、同号の次に次の1号を加える

(43)の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定に よる防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出、植栽又は播種をする

第10条第43号の14の次に次の1号を加える。

(43)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出、植栽又は播種をすること。第10条第44号中「掲げる施設」を「規定する便益施設」に改め、同条第45号の16中「この条の各号」を「前各号若しくは次号から第47号まで」に改め、同条第45号 の20中「若しくは」を「又は」に改める。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

(1)

第10条第22号の15の改正規定 公布の日 第10条第22号の14の改正規定 (「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。 同条第43号の10の改正規定及び同条第43号の11の改正規定(「鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 に改める部分に限る。) 平成27年5月29日

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のよう に改正する。

第13条第1号アからオまで以外の部分を次のように改める

工作物を新築すること。 れアからオまでに定める基準 次のアからオまでに掲げる工作物の区分に応じ、それぞ

第13条第1号ア(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。

仮設の工作物 (ウに掲げるものを除く。) 次に掲げる基準

3条第1号ア(イ)中「当該新築」を「当該工作物の新築」に改め、 「用途が、」の

次に「当該」を加え、同号イを次のように改める。 イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。) 当該工作物の新築の方法並び に当該工作物の位置、規模及び用途が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土 地の区域における自然環境の保全に支管を及ばすれる北方といこと。

第13条第1号ウ(ア)から(ム)まで以外の部分を次のように改める。 次に掲げる工作物 当該工作物の新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が 当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障 を及ぼすおそれが少ないこと。

第13条第1号ウ(イ)中「海岸保全施設」の次に「(堤防又は胸壁にあっては、 設と一体的に設置された樹林を除く。第16条において同じ。)」を加え、同号ウ(エ)中 「施設」の次に「(樹林帯を除く。)」を加え、同号ウ(ク)中「とう載漁船」を「搭載漁船」に改め、同号ウ(コ)中「以下」を削り、「第13号」の次に「、第16条第6号」を、 「除き」の次に「、以下」を加え、同号エ(ア)から(エ)まで以外の部分を次のように改め

ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」 という。) 次に掲げる基準

第13条第1号エ(ア)中「当該新築が、」を「当該普通建築物の新築が、」に 「はさ んで」を「挟んで」に改め、同号エ(イ)中「当該新築」を「当該普通建築物の新築」に、「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に、「行われる場合」を「行われる新築」に改め、同号エ(ウ)中「当該新築後」を「当該普通建築物の新築後」に改め、「敷地内に おける」の次に「当該」を加え、「cの」を「cに掲げる新築に該当する」に改め、同号エ(エ)中「当該新築」を「当該普通建築物の新築」に改め、同号オ(ア)及び(イ)以外の部 分を次のように改める。 ア、イ又はウル

ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。) 次に 第13条第1号オ(イ)中「当該新築」を「当該工作物の新築」に改め、「用 次に「当該」を加え、同条第2号アからオまで以外の部分を次のように改める。 「用途が、」の

工作物を改築すること。 次のアからオまでに掲げる工作物の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める基準 第13条第2号ア(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。) 次に掲げる基準 第13条第2号ア(イ)中「当扱びのを除く。) 次に掲げる基準

の次に「当該」を加え、同号イ及びウを次のように改める。 イ 地下に設ける工作物 (ウに掲げるものを除く。) 当該工作物の改築の方法及び 改築後の当該工作物の用途が、当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域 における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

前号ウに掲げる工作物 当該工作物の改築の方法並びに改築後の当該工作物の形態が、当該改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全 に支障を及ぼすおそれが少ないこと

第13条第2号エ(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。

ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。) 次に掲げる基準

第13条第2号エ(イ)中「当該」の次に「普通建築物の」を、 「並びに」及び「用途が 」の次に「当該」を加え、同号オ(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。

イ又はウに掲げる工作物以外の工作物 (建築物を除く。) 次に掲げる基準 第13条第2号オ(イ)中「当該」の次に「工作物の」を、「改築後の」及び「用途が、」 の次に「当該」を加え、同条第3号アからオまで以外の部分を次のように改める。

工作物を増築すること。 次のアからオまでに掲げる工作物の区分に応じ、それ

ぞれアからオまでに定める基準 第13条第3号ア(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。

仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。) 次に掲げる基準 第13条第3号ア(ア)中「当該」の次に「工作物の」を加え、同号ア(イ)中「当該」の 次に「工作物の」を、「増築後の」及び「用途が、」の次に「当該」を加え、同号イ及び ウを次のように改める。

地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。) 当該工作物の増築の方法並びに増築後の当該工作物の規模及び用途が、当該増築の行われる土地及びその周辺の 当該工作物の増築の方法並び 土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

土地の区域における自然環境の保全に支障を及はすおそれが少ないこと。 ウ 第1号ウに掲げる工作物 当該工作物の増築の方法並びに増築後の当該工作物の 規模及び形態が、当該増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然 環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 第13条第3号エ(ア)から(ウ)まで以外の部分を次のように改める。 ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」 という。) 次に掲げる基準 第13条第3号オ(ア)及び(イ)以外の部分を次のように改める。

イ又はウに掲げる工作物以外の工作物 (建築物を除く。) 次に掲げる基準 第13条第3号オ(イ)中「当該」の次に「工作物の」を、「増築後の」及び「用途が、」 の次に「当該」を加え、同条第4号アからカまで以外の部分を次のように改める。

宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 当該行為による土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更の方法及び規模が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼ すおそれが少ないこと。

第13条第5号アからオまで以外の部分を次のように改める。

鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該行為の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域にお ける自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第13条第5号イ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第6号から第13 号までを次のように改める。 (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 当該行為の方法及び規模が、当該行為を 行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが
- (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 当該行為の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障 を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 木竹を伐採すること。 当該木竹の伐採の方法及び規模が、当該伐採の行われる 土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少な
- 9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 当該木竹の損傷の方法及び規模が、当該損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及 (9)ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域 における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するもの を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 当該行為の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそ れが少ないこと
- (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)。 当該行為の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 (12) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺コキャメートルの区域内において
- 当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水 を排水設備を設けて排出すること。 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃 水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ が少ないこと。 13) 道路、広場、
- (13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 当該行為の方法 及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全 に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第13条第14号ア及びイ以外の部分を次のように改める。 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない

第16条第4号中「河川管理施設」の次に「(樹林帯を除く。)」を加え、同条第6号 中「こう配」を「勾配」に改め、同条第9号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、 「協議し、」を「協

議して」に、「得た」を「得、若しくは協議した」に改める。 第17条第1号キ中「こう配」を「勾配」に改め、同号ク中「防護さく」を「防護柵」に、「土留よう壁」を「土留擁壁」に改め、同号テ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同号ナ(イ)中「この号」を削り、「掲げる」を「規定する」に改め、同号ナ(オ)中「へい」を「塀」に改め、同条第3号イ中「欠なりにとりを「行力にと」に改め、同条第5号ウ中「 すでに」を「既に」に改め、同条第6号に次のように加える。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。 第17条第7号ケ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」 を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同号コ中「(平成1 6年法律第78号)」を削り、同条第8号を次のように改める。 (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、

における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって、森林の整備及び保全を図るために条例第14条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植 物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。)。 第17条第9号ウ中「おそれがない犬」の次に「を放つこと」を加え、同号ウを同号オ

とし、同号イを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。
エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による

防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出、植栽又は播種をするこ

第17条第9号アの次に次のように加える。 イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の 規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出、植栽又は播種をすること。 第17条第12号ア中「保安施設地区内」を「保安施設地区」に、「該当する行為」を 「該当する場合の同項」に、「並びに」を「に規定する行為又は」に、「第22条の11 第1号」を「第63条第1項第1号」に改め、同号イ(ア)中「改築し」を「改築し、」に 改める。

第24条第6号エ及びオを削る。 第29条第2項第2号中「及び第6号オ」を削る。

則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

- 第17条第7号ケ及び第12号アの改正規定 公布の日 (1)
- 第16条第9号の改正規定 平成27年5月29日

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58 号)の一部を次のように改正する。 第23条第1号シ中「こう配」を「勾配」に改め、同号ス中「土留よう壁」を「土留擁

壁」に改め、同号マ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同号ム中「よう壁」を「擁壁」に改 あ、同号モ中「の改築又は増築」を「を改築し、又は増築すること」に改め、「あっては 、」の次に「当該工作物が」を加え、「おける改築又は増築」を「おける改築し、又は増 築すること」に改め、同条第3号カ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第6号イ中「択伐(単木択伐に限る。)すること」を「択伐をすること(単木択伐をすることに限る。)」に改め、同条第7号ア中「、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法 律」を「又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に改め、同条第10号イ中 「第22条の11第1項第1号」を「第63条第1項第1号」に改め、同号エ(イ)及び(ウ) 中「改築又は増築」を「改築し、又は増築すること」に改める。 第34条第1号を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所

則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第23条第10号イの改正規 定は、公布の日から施行する。

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則の一部を改正する規則 熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則(平成15年熊本県規則第1号)の一 部を次のように改正する。

第2条ただし書中「当該個別労働関係紛争が」を削り、「場合は、この限りでない」を 「個別労働関係紛争を除く」に改め、同条第2号及び第3号中「特定独立行政法人の労働 関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第337号の3

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領を次のように 定める。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領の一部を改正する要領 熊本県認定こども園における教育及び保育実施要領(平成19年熊本県告示第315号 の6)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育実施要領第1条中「熊本県認定こども園の認定要件に関する条例」を「熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

お園以外の認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。 第2条第1項中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)」に、「就学前」を「小学校就学前」に、「や生活」を「及び生活」に、「と、家庭」を「及び家庭」に改め、同条第2項中「当たっては」の次に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに」を加える。

照用・文部付子目・厚生ガ側自告示第1号)を踏まえるとともに」を加える。 第3条の見出し中「において固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同条中 「認定こども園としての固有の事情に」を「事項について特に」に改め、同条第1号中「の 相違」を削り、「就学前」を「小学校就学前」に改め、同条第2号中「就労状況等の生活 スタイル」を「生活形態」に、「相違」を「違い」に改め、「内容」の次に「及びその展 開」を加え、同条第4号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改める。 第4条第2項第1号中「短時間利用原と長時間利用原」を「数本時間や必可用による

第4条第2項第1号中「短時間利用児と長時間利用児」を「教育時間相当利用児及び教育・保育時間相当利用児」に改め、同項第3号中「や地域」を「及び地域」に、「かかわる」を「関わる」に、「による」を「との」に、「に満たない」を「未満の」に改め、「、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの」及び「の相違」を削り、「組み合わせるよう努めること」を「組み合わせる等の工夫をすること」に改める。第5条第1号中「満3歳に満たない子どもを含む就学前」を「0歳から小学校就学前」

第5条第1号中「満3歳に満たない子どもを含む就学前」を「0歳から小学校就学前」に改め、「子どもが利用するため、」を削り、「に満たない子どもについては」を「未満の子どもについては、」に、「集団による活動の充実及び異年齢の子どもによる交流等が図られるよう」を「、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して、発達を促す経験が得られるよう」に改め、同条第2号中「から、地域、家庭」を「を踏まえ、家庭、地域」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「に満たない」を「未満の」に改める。

第6条第1号中「就学前」を「小学校就学前」に改め、同条第2号中「年齢の相違等」を「年齢の違い等」に、「家庭環境の相違等」を「家庭環境等」に、「や課題」を「及び課題」に、「「家庭環境の」に改め、同条第4号中「や利用時間」を「及び利用時間」に、「1つの施設で」を「共に」に改め、同条第7号中「生活」を「、生活」に、「あり」を「あるので」に、「に相違があることや、」を「が異なること並びに」に改め、「睡眠時間は」を削り、「によって」の次に「睡眠時間に」を加え、「、一律」を「これが一律」に、同条第9号中「や住民の子育て力」を「及び住民の子育てを自ら実践する力」に、「すべての」を「保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての」に改める。

に、「すべての」を「保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての」に改める。 第7条第2号中「小学校教育との連携や接続においては、」を削り、「と小学校等の職員同士」を「の職員と小学校等の職員」に改め、同条第3号中「すべての」を「全ての」に、「抄本や」を「抄本又は」に、「と相互理解」を「及び相互理解」に改める。 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。